

|    |           |           |
|----|-----------|-----------|
| 改正 | 平成13年4月1日 | 平成14年4月1日 |
|    | 平成16年8月1日 | 平成19年4月1日 |
|    | 平成23年4月1日 | 令和3年4月1日  |

## 第1 目的

この事業は、日常生活の様々な活動及び、じん臓障害で透析治療を行うために医療機関に通院する心身障害者が、電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な場合に、タクシー又は自動車を使用するにあたっての費用を助成することにより、心身障害者及びその家族の負担を軽減し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

## 第2 対象者

この事業の対象者は、市内に住所を有し、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する心身障害者。ただし施設に入所している者は対象から除く。

- (1) 身体障害者手帳を所持する者で、障害の程度が1、2級の者
- (2) 愛の手帳を所持する者で、障害の程度が1、2度の者
- (3) 透析治療の加算分については、(1)に該当し、じん臓障害で透析治療のため医療機関に通院している者。ただし、本人（20歳未満の者にあつては、国民健康保険法による世帯主または社会保険による被保険者）の前年の所得が心身障害者医療費助成に係る所得制限限度額の範囲内であり、生活保護法による保護を受けておらず、医療機関等の送迎バス利用者（登録者）でない者に限る。
- (4) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

## 第3 助成の対象

タクシー・自動車ガソリン費助成券（以下「助成券」という。）は、助成券綴りに記載されているタクシー会社もしくは東京都石油商業組合八王子支部に加盟している給油所で利用することができる。

- 2 助成券は、道路運送法第78条（旧第80条）に基づく許可を受けた八王子市内の福祉有償運送事業者についても利用することができる。

## 第4 助成の内容

対象者が第3項により利用した場合、助成券1枚につき300円を助成する。

## 第5 交付の申請

この事業の助成を受けようとする者は、八王子市心身障害者タクシー・自動車ガソリン費助成券交付申請書（様式第1号（様式略））により、市長に申請し審査を受けるものとする。

## 第6 助成券の交付

助成を必要と認めた者に対し、必要に応じて300円を1単位とした助成券を交付する。交付枚数については、助成券の申請があった月から年度末までの月数に応じて次のとおりとする。

- (1) 助成券は同一人につき、一か月あたり8枚を限度とする。
- (2) 視覚障害者については、一か月あたり12枚を限度とする。
- (3) じん臓障害で透析治療のため医療機関に通院している者に対する追加枚数は、一か月あたり4枚を限度とする。

## 第7 利用の方法

利用の方法は、次のとおりとする。

- (1) タクシーを利用する場合には、助成券綴りに明記してある会社のタクシーを利用することとし、運転手に身体障害者手帳又は愛の手帳を提示し、助成券で料金分を支払うものとする。
- (2) 自動車のガソリンを給油する場合には、東京都石油商業組合八王子支部に加盟している給油所において、身体障害者手帳又は愛の手帳を提示し、助成券で料金分を支払うものとする。
- (3) 前号(1)(2)について、料金が助成券の金額より多い場合は、その差額分は自己負担とするものとし、助成券でつり銭は請求できないこととする。

## 第8 資格の消滅

助成資格は、次の各号の一に該当した日をもって消滅する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 第2に規定する対象者でなくなったとき
- (3) 施設に入所したとき
- (4) その他市長が必要でないことと認めたとき

## 第9 届出の義務

助成券の交付を受けた者は、次の各号の一に該当したときは、その旨八王子市心身障害者タクシー・自動車ガソリン費助成異動届（様式第2号（様式略））により、市長に届出なければならない。

- (1) 資格の消滅事由が生じたとき
- (2) 住所を変更したとき
- (3) 氏名等を変更したとき

## 第10 助成券の再交付

助成対象者が、交付を受けた助成券を紛失した場合、再交付はしないものとする。

## 第11 助成金の返還等

市長は、利用者等が偽りその他不正な手段により助成を受けた又は受けようとするとき、その者から当該助成金を返還させる又は支払いをしないことができる。

## 第12 発行簿

市長は、助成券の発行状況を明らかにするため、八王子市心身障害者タクシー・自動車ガソリン費助成券発行簿（様式第3号（様式略））を備えなければならない。

## 第13 事業への協力依頼

この事業の実施については、この事業を理解する法人及び個人のタクシー（第3項の2に規定する福祉有償事業者を含む）又は東京都石油商業組合八王子支部に協力を依頼することとし、その協力関係について、協定書（様式第4号（様式略））を締結する。

## 第14 助成券の支払

各事業者への支払は、助成券に記載されている単価に枚数を乗じた額とする。ただし、請求額が記載単価に満たない場合は、その実請求額を限度とする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 八王子市福祉タクシー事業実施要綱及び八王子市心身障害者自動車ガソリン費助成事業実施要綱は廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。